



島根県報

平成26年2月12日（水）

号外 第 1 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【議会告示】

条例制定請求代表者の意見を述べる機会の付与

2

議 会 告 示

島根県議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定により、次のとおり条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 2月12日

島根県議会議長 五百川 純 寿

- 1 日時
平成26年 2月12日（水曜日） 午後 1時
- 2 場所
松江市殿町1番地
島根県議会議事堂第一会議室（本会議において）
- 3 事件名
知事提出第59号議案 島根県条例の制定の直接請求について
- 4 請求に係る条例案の題名
島根県エネルギー自立地域推進基本条例
- 5 人数
4人以内
- 6 意見を述べる時間
20分以内（各陳述者の合計時間）